

労働法令の基礎を体系的に学ぶ1日研修です

# 労働実務総合研修

ご 案 内

## 現場管理者



## 労務担当者



## 現場管理者・労務担当者が労働法令を知らないと労働トラブルが発生します

現場管理者、労務担当者に、労働法令の知識がなく発生する労働トラブルが増加しております。労働トラブルを防ぎ、企業を伸ばす労務管理の実施には、労働者の管理に携わる多くの方が、労働基準法、労働安全衛生法、労働保険等の知識を習得することが不可欠です。

そこで愛知県下各労働基準協会では、今後順次施行される「働き方改革関連法」を含む労働法令の基礎を、体系的に学ぶ「労働実務総合研修」を開催しております。

ぜひともご参加いただきますようご案内申し上げます。

主催 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・江南・津島・西尾 労働基準協会

# 現場管理者・労務担当者が労働法令を知らないと労働トラブルが発生します

## 労働法令の知識がなく発生する労働トラブルが増加しています

平成29年の愛知労働局の監督指導では69.6%の事業場に、労働基準法、労働安全衛生法等の違反が認められています。

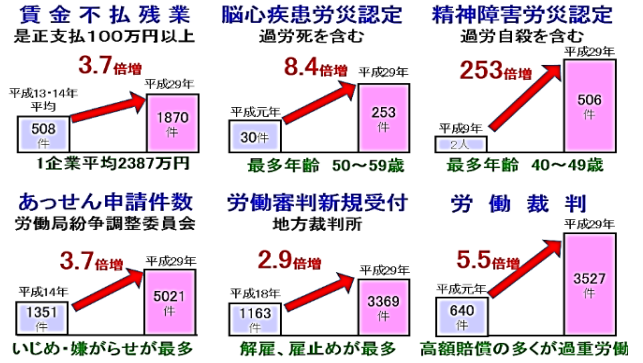
この割合は労働基準関係法のみのもので、労働者派遣法、育児介護休業法、パートタイム労働法等の100近くの全ての労働法に拡大すると、何らかの違反が存在する企業はさらに高率となります。

法違反は、賃金不払残業、長時間労働による健康障害、労働災害等が発生させ、解雇、雇止め、パワハラ、セクハラ等をめぐる深刻な労使紛争に繋がり、企業の経費・信用と関係者の膨大な時間を奪います。

このような労働トラブル発生の原因の大半は、部下を直接管理する現場管理者と労働の舵取りをする労務担当者の、労働法令の知識不足、トラブル防止の認識不足、判断誤りによるものです。

愛知労働局平成29年定期監督結果

違反率	主な違反状況(実施事業場5,764件うち)				
69.6%	1.労働時間 30.2%	2.健康診断 18.8%	3.割増賃金 15.3%	4.安全基準 14.2%	5.労働条件 明示 8.9%



## 現場管理者・労務担当者の責任は重大です

労働基準法では法の履行者、責任者を「使用者」としており、①事業主として法人企業と個人企業の事業主 ②経営担当者として法人役員等 ③労務管理、業務命令の権限を有する者を使用者としております。

課長等の現場管理者も、時間外労働の命令・許可、有期契約労働者の契約更新決定等の労務管理の権限を有すれば、その権限の範囲内で③の使用者に該当し、違法行為を行った場合処罰対象となります。

なお、両罰規定により現場管理者の違法行為は、違反防止措置を行っていない等の場合、その罪は法人、役員等まで及びます。

また、労働安全衛生法では法の履行者、責任者を「事業者」としており法人企業と個人企業の事業主がこれにあたります。しかし、実際の安全衛生業務は、事業者から権限委嘱を受けた安全管理者等の安全衛生スタッフと、職長・作業主任者等の現場管理者が行っております。このような方々も違反を行えば処罰対象となり、違反防止措置の実施の有無に関わらず、その罪は法人等まで及びます。

### 法人・現場責任者を送検 平成31年1月

〇〇労働基準監督署は、時間外・休日労働協定を超えて労働者に残業をさせたとして、道路貨物運送業の〇〇(株)と同社現場責任者を労働基準法第32条(労働時間)違反の容疑で〇〇地検に書類送検した。  
同社は平成29年3月、労働者3人に対して1週40時間を超える違法残業を行わせていた。



## 労働トラブル防止の第一歩は労働法令の知識を体系的に学ぶことです

労働トラブル発生の原因を作り、法的責任を真っ先に問われる現場管理者、労務担当者には、その役割に応じた労働法令の知識が必要です。

しかし、現場管理者には本来の担当業務があり、「自らも労務管理の責任を担っている」との認識を持つことは難しく、労務担当者も恒常業務の中で幅広い知識を習得することは容易ではありません。

そこで必要となるのが、労働法令の知識を体系的に学ぶ研修です。



## 労働法令の基礎を体系的に学ぶ1日研修が「労働実務総合研修」です

労働基準協会では、現場管理者と労務担当者の皆様が、労働法令の基礎知識を体系的に学ぶ、「労働実務総合研修」を開催しております。

パワーポイントスライドを使い、随所に労働クイズ、労働小話等を盛り込んだ、分かりやすく、楽しく、部下の管理、労務管理のお役に立つ内容です。

労働トラブルを防ぎ、企業を伸ばす労務管理の実施のため、ぜひとも該当の皆様にご受講いただきまうようご案内いたします。



### 1. 日時・会場

開催月日	時間	会場	定員
令和元年 12月11日(水)	9:30	一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1	40名
令和2年 2月19日(水)	16:30		



## 2. 研修内容

### (1) 労働基準法の実務のポイント

主な内容 (1)労働基準法の特徴 (2)労働のルールブック (3)採用と退職  
(4)法改正を含む労働時間の規制 (5)年少者・妊産婦 (6)今後の労務管理



講師 一般社団法人 名北労働基準協会 専務理事・事務局長  
特定社会保険労務士・RSTトレーナー 市之瀬 高 司

【講師プロフィール】 社会保険労務士受験対策講座主任講師、労働基準法担当。当地における労働基準法を中心とする労務管理のトップランナー。愛知県下各労働基準協会主催の講習・セミナー・企業出張研修等の年間100回の講演を行う売れっ子講師。巧みな話術とスライドにより、難しい労働基準法等を分かりやすく解説する。この講師から労務管理を学んだ受講生は延べ3万人を超える。

### (2) 労災・雇用保険法の実務のポイント

主な内容 (1)社会保険制度の体系 (2)労災保険の給付内容と必要手続  
(3)雇用保険の給付内容と必要手続 (4)労働保険事務組合制度



講師 一般社団法人 名北労働基準協会 ホワイト企業推進本部長・総務部長  
RSTトレーナー・元労働保険事務組合課長 石田 和 彦

【講師プロフィール】 社会保険労務士受験対策講座 労災保険法講師。長年にわたり名北協会の労働保険事務組合業務に従事し、労災・雇用保険の実務に明るい労働保険のスペシャリスト。愛知県下各労働基準協会主催の説明会・セミナー・企業出張教育等の講演を数多く行う。分かりやすい説明とボディアクションを駆使した誰でも分かる説明に定評がある。

### (3) 労働安全衛生法の実務のポイント

主な内容 (1)法の体系、特徴 (2)取り組みの歴史、成果、課題 (3)課題への対応  
(4)安全衛生管理体制 (5)健康診断 (6)安全配慮義務・法改正



講師 池戸労務安全管理事務所 所長 池戸 宏 光 氏  
元 名古屋北労働基準監督署長・元 一般社団法人 名北労働基準協会 副会長

【講師プロフィール】 愛知県下各労働基準協会開催 労働実務専門講座 安全衛生研修講師。30有余年労働基準監督官を勤め労働基準監督署長等も歴任し、この間数々の労災事故と向き合う。安全衛生管理体制の指導に長年にわたり携わる労働安全衛生法のオーソリティ。名北協会退任後も、安全衛生教育講師と企業への顧問活動を行う。熱意あふれる解説で労働安全衛生法を伝える。

### (4) 労使トラブル防止の実務のポイント

主な内容 (1)トラブル発生 of 形態 (2)トラブル解決の対応 (3)トラブル事例  
①解雇 ②勸奨退職 ③賃金減額 ④配置転換・転勤 ⑤セクハラ



講師 一般社団法人 名北労働基準協会 副会長 社会保険労務士 石田 幹 夫  
元名古屋北労働基準監督署長・瑞宝双光章受章

【講師プロフィール】 30有余年労働基準監督官を勤め労働基準監督署長等も歴任し、行政退官後も長年にわたり企業の労働トラブル解決に携わり、その経験を後世に伝える労働界のレジェンド。名古屋弁によるいぶし銀の解説は受講生を引き付ける。現在も数々の講演講師を勤め、生涯現役の労働専門家であり、多くの中高齢者の憧れの存在。長年の功績が評され、平成27年に瑞宝双光章を受章。

## 3. テキスト

「労務管理の早わかり」

労働関係法令の概要から、届出書類一覧表、記載例、届出用紙等を収録した、今後の労務管理の参考となるテキストです。

## 4. 参加対象

- 支店長・工場長・部長・課長等の事業場責任者・現場管理者
- 労務人事・安全衛生の新任担当者等
- 企業経営者・新規開業者



テキストと収録されている法改正後の新しい時間外・休日労働協定届(36協定)の記載例

## 5. 会 費

会員9,420円 非会員12,560円 資料代・昼食代・消費税10%を含みます。

## 6. 修 了 証

講習修了者には「修了証」を交付いたします。社内に掲示していただき、労務管理について頑張る企業の「証(あかし)」としてください。

## 7. 申込要領

申込書を下記の各労働基準協会にファックスのうえ、会費を開催日の14日前までに下記銀行口座にお振り込みください。実施協会(名北協会)より開催日の7日前までに受講票をお送りいたします。

(一社)名北労働基準協会 総合受付 〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1  
TEL(052)961-1666 FAX(052)962-1670

## 8. 会 場

一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」

公共交通機関 「名 鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分  
「地下鉄」市役所駅①番出口徒歩12分  
「バ ス」市バス、名鉄バス 清水口徒歩5分

会場には受講者用駐車場はありませんが、近隣に格安コインパーキングが多数ございます。お車にてお越しの場合は、近隣の駐車場を開講まで充分時間を見て、各自の責任・負担でご利用ください。

## 9. 出張研修

企業への各種「出張研修」を実施しており、平成30年度は216回実施し、約11,200名が受講されておられます。

自由な日程設定が可能で、企業実態に合わせたオリジナルテキストを使用し、教育効果も高く、会場への交通費、移動時間も削減され、教育費用の削減が可能です。

※右記は法定安全衛生教育は含まず、各費用は税を含みます。



研修時間	1時間	2時間	3時間	6時間
研修費用	99,000円	132,000円	165,000円	264,000円
テキスト代	1名200～1000円程度。 テキストの原稿を自社で印刷いただければ無料となる場合があります。			

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/明和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡豊山町
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木質東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133  
一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

## 労働実務総合研修 申込書(コピー可)

申込日 年 月 日

事業場名	TEL ( ) - ( )		—
事業内容	FAX ( ) - ( )		—
所在地	〒		出張研修
ご出席者	氏名	所属部署・職名	内容: 時期: 月 日頃 開始: 午前・午後 時間: 時 分頃～ 時間: 時間程 参加: 名程
受講日	□12月11日 □2月19日		
受講日	□12月11日 □2月19日		
会費支払日	月 日銀行支払	受講票送付先	受講者・担当者(部署名) 様)

会員番号※

※会員番号 名北協会会員のみご記入ください。分からない場合は未記入でも結構です。  
※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた研修の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。R1.10.18

頑張る企業の「証」です

